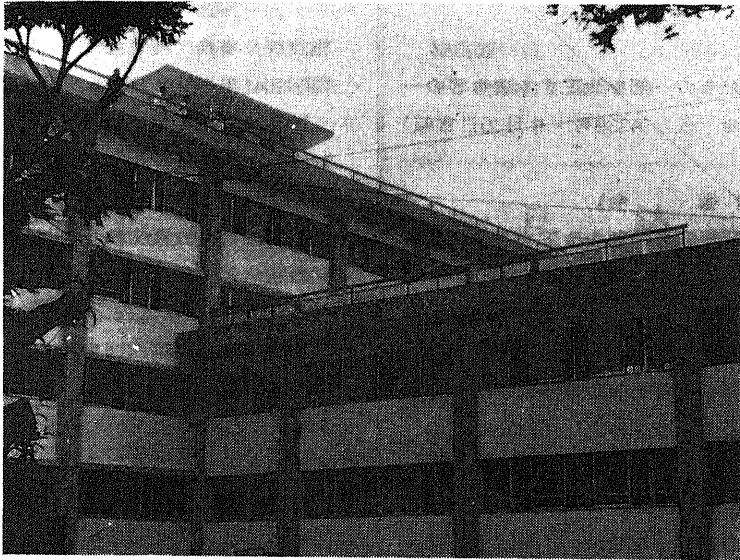


お茶の水女子大学学报

第22号

お茶の水女子大学庶務課発行



(新大山寮) 板橋区仲町2, 昭和41年8月10日落成

目次

関係法令	-----	1
学内規程	-----	2
人事	-----	2
通知	-----	2
日誌(抄)	-----	3
諸報	-----	4

月8日官報)

○公職選挙法施行令の一部を改正する政令 (政令第286号・8月15日官報)

○義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律施行令の一部を改正する政令 (政令第321号・9月22日官報)

○国家公務員共済組合法施行令の一部を改正する政令 (政令第330号・9月29日官報)

○昭和40年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律附則第2条第1項の仮定俸給の額を定める政令 (政令第331号・9月29日官報)

関係法令

(政令)

○恩給法等の一部を改正する法律附則第7条第1項の仮定俸給年額を定める政令 (政令第281号・8

○昭和40年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律施行令等の一部を改正する政令（政令第332号・9月29日官報）

○昭和40年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律附則第2条第1項の仮定備給の額を定める政令（政令第334号・9月29日官報）

○予算決算及び会計令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令（政令第339号・9月30日官報）

(省 令)

○工業標準化法施行規則の一部を改正する命令（総理府文部省他、令第1号・8月13日官報）

(規 則)

○備給の特別調整額の一部を改正する規則（人事院規則9-17・8月5日官報）

○特殊勤務手当の一部を改正する規則（人事院規則9-30・8月13日官報）

(訓 令)

○文部省所管日額旅費支給規程の一部を改正する訓令（文部省訓令第25号・8月29日官報）

学 内 規 程

○お茶の水女子大学学則の一部改正

お茶の水女子大学学則の一部を次のように改正する。

第35条を次のように改める。

第35条 寄宿料は、月額100円（鉄筋コンクリート造の学寮にあっては、月額300円）とし、毎月その月の20日までに納めなければならない。

附 則

この改正は昭和41年9月21日から施行する。

人 事

○人事異動

◎昭和41年8月1日

文部教官（助教授理学部）小川 静子
休職の期間を昭和42年7月31日まで更新する

◎昭和41年9月1日

文部事務官（事務局長） 山崎両三郎
施設課長事務代理を免ずる

◎昭和41年9月2日

技術員（施設課） 玉利 和雄
辞職を承認する

◎昭和41年9月7日

文部教官（教授文教育学部） 渡辺 光
文教育学部附属中学校長事務代理を命ずる

◎昭和41年9月30日

文部事務官（附属図書館） 中田 はる
辞職を承認する

○非常勤職員

◎昭和41年7月31日

教務補佐員（家政学部） 都築 京子
辞職を承認する

◎昭和41年9月1日

事務補佐員（理学部） 鴨田 幸子
任用を更新する

任期は昭和42年3月31日までとする

◎昭和41年9月29日

芹田 紀子
見習員（庶務課）に採用する

（任用予定期間・昭和42年2月6日）

○学科主任

◎昭和41年9月14日

教授 伊吹 知勢
文学科英文学英語学専攻主任を免ずる

教授 鍋島 能弘
文学科英文学英語学専攻主任を命ずる

通 知

◎昭和42年度英国留学生の募集について

ブリティッシュ・カウンシル（英国大使館文化部）は、我国から昭和42年度の奨学金留学生若干名を募集する。

応募資格

1. 奨学期間終了後、帰国する意志のある日本人のみ。
2. 年齢25才から35才までの者。
3. 学位（学士号）又はそれと同等の資格を有するもの。
4. 英語を書き、又話す事に熟達して英語のみで教授される大学において各自の科目の高等コースを履修できること。

申請書申込期限

1. 昭和41年10月31日までに直接ブリティッシュ・カウンシル（新宿区左門町13鈴木ビル4階）に提出すること。

◎昭和42年度アレキサンダー・フォン・フンボルト財団研究奨学金留学生の募集について

駐日ドイツ連邦共和国大使館から1967～68学年度アレキサンダー・フォン・フンボルト財団の研究奨学金留学生を募集する。

専攻分野

1. 人文科学、社会科学、自然科学のいずれかで、かつドイツ語に熟達している者。

待遇

1. 奨学金A
 - イ 給与期間 10ヶ月（明年10月から）
 - ロ 給与額 月額 1,000ドイツマルク（邦貨約90,000円）
2. 奨学金B
 - イ 給与期間 6ヶ月ないし12ヶ月
 - ロ 給与額 月額 1,400ドイツマルク（邦貨約126,000円）

出願資格

1. 年齢は原則として35才以下、ただし奨学金Bにあってはこの限りではない。
2. 奨学金Aは、大卒後、少なくとも2ヶ年間大学又は研究所において教職についている者

か研究に従事している者。

奨学金Bは、大卒後、少なくとも5ヶ年間、大学又は研究所において教職についている者か、又は研究所に従事している者で、かつ優れた学術論文を提出する者。

出願先

1. 駐日ドイツ連邦共和国大使館（港区南麻布4-5-10）

願書締切日

1. 昭和41年11月1日

日誌（抄）

- 8月10日（水） 学生寄宿舎新大山寮新営工事落成式
- 12日（金） 第1回学内係長研修
- 17日（水） 文教育学部教授会
- 25日（木） 第2回学内係長研修
- 26日（金） 一般教育委員会
- 9月1日（木） 附属高・中・小学校第二学期始業式
- 12日（月） 学生委員会
- 13日（火） 一般教育委員会、学寮委員会、教職課程委員会
- 14日（水） 各学部教授会
- 17日（土） 新大山寮披露
- 19日（月） 学生協議会
- 20日（火） 入試委員会
- 21日（水） 評議会
- 22日（木） 昭和41年度就職予定者健康診断
- 23日（金） 第3回学内係長研修
- 27日（火） 入試委員会
- 28日（水） 各学部教授会、ヘルスセンター運営委員会、学生委員会、臨時学生大会
- 30日（金） 学生委員会、新旧学寮委員引継会

~~~~~

## 諸 報

~~~~~

○海外出張

文教育学部教授 市古 宙三

日本ユネスコ国内委員会調査委員として、日伯文化交流会議出席のため、7月21日ブラジルへ出張（日本ユネスコ国内委員会発令）、8月7日帰国した。

文教育学部教授（附属中学校長）宮田 丈夫

昭和41年度文部省在外研究員（乙種）として、道德教育研究のため、西ドイツ、フランス、連合王国、米国の各国へ出張した。

期間は9月7日から9月30日まで。

理学部助教授 清水 幹夫

コロラド大学天体物理学研究所（JILA）にて天体物理学研究のため、米国へ出張した。

期間は8月28日から明年8月27日まで。

家政学部教授 平井 信義

青年海外派遣団北米班の団長として引率指導のため、米国およびカナダへ出張（総理府発令）した。

期間は9月2日から11月2日まで。

家政学部助教授 小林 彰夫

米国マサチューセッツ工科大学（M. I. T.）に於いて研究員として食品香気成分の化学的研究に従事するため、米国へ出張した。

期間は8月24日から明年8月31日まで。

文教育学部附属中学校教諭 猿山ふみ子

米国ワシントン大学において日本語教授を行い、外国語としての日本語および英語教授法の比較研究に従事するため、米国へ出張した。

期間は9月2日から明年6月30日まで。

○帰 国

文教育学部教授 鍋島 能弘

昨年9月9日から、米国へ出張中のところ、8月18日帰国した。

文教育学部教授 渡辺 俊男

6月1日から、米国、西ドイツ、デンマーク、ノルウエー、スウェーデン、スイス、イタリア、フランス、連合王国、オーストリア、チェコスロバキア、ソ連、ギリシヤ、アラブ連合および香港の各国へ出張中のところ、9月2日帰国した。

理学部教授 大槻 虎男

7月19日から、ソ連、フィンランド、スウェーデン、連合王国、フランス、オーストリア、スイス、イタリア、ギリシヤ、イスラエル、タイおよび香港の各国へ出張中のところ、9月2日帰国した。

家政学部教授 山西 貞

3月2日から、米国へ出張中のところ、9月9日帰国した。

家政学部教授 松村 康平

7月19日から、ソ連、ポーランド、チェコスロバキア、ハンガリア、ルーマニア、ブルガリア、スイス、スペイン、ポルトガル、フランス、スウェーデン、フィンランド、ノルウエーおよびデンマークの各国へ研修旅行中のところ、9月21日帰国した。

◎職員住所

〔住所変更〕

〔住居表示変更〕

○職員の電話架設

○職員録の訂正

頁	氏 名	正	誤
9	広 中 益 次 郎	鎌倉市浄名寺545	鎌倉市浄名寺546
30	福 田 静 子	電 (411) 6896	電 (411) 6396
33	伊 関 兼 四 郎	中野区向台町35	中野区向台町15
41	浅 見 千 鶴 子	電 茅ヶ崎 (82) 4356	電 茅ヶ崎 (72) 4356

○学寮の落成について

大山寮の新寮（第一期）が8月10日落成した。規模は鉄筋コンクリート造4階建（一部地階）および2階建、延854.㎡81です。

42年3月31日まで。規模は、鉄筋コンクリート造6階建（一部地階）、延4,102.㎡65です。

○理学部校舎新営について

大学本館西側の敷地に理学部校舎の新営工事が着工された。工期は昭和41年9月10日から昭和

○附属小学校プールについて

附属小学校専用プールが8月末完成した。規模は鉄筋コンクリート造、25m×10mで5コースとなっている。プール用水については循環浄化装置の設備がある。

★……………共済組合だより……………★

1. 住宅貸付の改正が昭和41年8月18日から実施されましたので、改正した点の概要をお知らせします。

貸 付 規 程 改 正 要 綱

貸付住宅

貸付資格	50万円までは組合資格取得後3年以上、50万円をこえる場合は10年以上。
貸付金額の単位	5万円
貸付限度額	1 100万円までは イ 申込人の退職手当及び退職一時金の合算額以内又は、毎月の返済額（利息を除く）が ロ 50万円までは、申込人の月収額の10分の2以内 ハ 50万円をこえ、70万円までは、申込人の月収額の10分の1.5以内 ニ 70万円をこえ、100万円までは、申込人の月収額の10分1以内 2 100万円をこえる場合は、申込人の退職手当額以内（最高200万円）
抵当権の設定	50万円をこえる場合は、原則として第1順位の抵当権を設定する。 但し、100万円までは 1 退職手当及び退職一時金の合算額の範囲内であって公正証書貸付とした場合は、抵当権を設定しないことができる。 2 退職手当及び退職一時金の合算額をこえる場合で住宅金融公庫等から融資をうける場合は第2順位の抵当権とすることができる。
返済月額	10万円～60万円 : 3,000円 140万円～180万円 : 5,000円 70万円～135万円 : 4,000円 185万円～200万円 : 6,000円
住宅建築義務	敷地の購入、借入のための資金の借受人は、原則として5年以内に住宅を建築すること。

連帯保証人

人 数	20万円まで1人以上 20万円をこえ50万円まで2人以上	50万円をこえ100万円まで3人以上 100万円をこえる場合4人以上
要 件	<p>住宅貸付以外</p> <p>支部長が信用確実であると認める者で、組合員資格取得後6月以上のもの住宅貸付</p> <p>1 支部長が信用確実であると認める者（組合員資格を取得してから3年以上の者に限る。）で次のいずれかの要件を具備するもの</p> <p>イ すべての連帯保証人が保証債務と同額の貸付を受ける資格があること</p> <p>ロ 連帯保証人のうち1人がイ.の資格を有し、かつすべての連帯保証人の退職手当の額の合算額が保証債務額の1.5倍以上であること。</p> <p>ハ すべての連帯保証人の退職手当額の合算額が保証債務額の2倍以上であること。</p> <p>ニ すべての連帯保証人の月収額が借受人の毎月の返済額の5倍以上であること。</p> <p>2 保証人は同時に3件以上保証することはできない。</p>	

組合員に対する総貸付限度額

毎月の返済額（利息を除く）が月収額の10分の3以内であること。

返済金額の単位

月額 1,000円

住宅貸付金額別返済月額・返済期間表

貸付金額	返済月額		返済期間
	初 回	次回以降	
5万円	2,000円	3,000円	17月
10	1,000	3,000	34
15	3,000	3,000	50
20	2,000	3,000	67
25	1,000	3,000	84
30	3,000	3,000	100
35	2,000	3,000	117
40	1,000	3,000	134
45	3,000	3,000	150
50	2,000	3,000	167
55	1,000	3,000	184
60	3,000	3,000	200
65	2,000	4,000	163
70	4,000	4,000	175
75	2,000	4,000	188
80	4,000	4,000	200
85	2,000	4,000	213
90	4,000	4,000	225
95	2,000	4,000	238
100	4,000	4,000	250
105	2,000	4,000	263
110	4,000	4,000	275
115	2,000	4,000	288
120	4,000	4,000	300
125	2,000	4,000	313
130	4,000	4,000	325
135	2,000	4,000	338
140	5,000	5,000	280
145	5,000	5,000	290
150	5,000	5,000	300
155	5,000	5,000	310
160	5,000	5,000	320
165	5,000	5,000	330
170	5,000	5,000	340
175	5,000	5,000	350
180	5,000	5,000	360
185	2,000	6,000	309
190	4,000	6,000	317
195	6,000	6,000	325
200	2,000	6,000	334

2. 葬儀貸付の基準が定められました。

- ①組合の被扶養者または被扶養者でない配偶者、父母、子もしくは弟妹が死亡、その葬儀のために資金を必要とする場合に貸付けるものとする。
- ②貸付金の額の単位は、結婚貸付の例によるものとする。

3. 文部省共済組合箱根宿泊所および乗鞍山の家の宿泊利用料金の割引について。

①割引をする施設

文部省共済組合箱根宿泊所（静雲荘）

” 乗鞍山の家（あずみ荘）

②割引期間

昭和41年10月1日～昭和42年3月31日（ただし箱根宿泊所については、土曜日の宿泊については割引をしない）

③割引額

1人1泊につき200円

④利用方法

割引券による利用者は必ず利用の際、施設受付に割引券を提示すること。

⑤割引券の配付

割引券は事務局会計課総務係共済組合担当者にあります。

割引券の配付枚数は本学全体で55枚です。

○給与に関する勧告について

人事院が、8月12日国会および内閣に対して行った給与改訂の勧告の概要は、次のとおりである。

1 俸給表の改善（別記俸給表参照下さい）

- (1) 全俸給表にわたって改定を加えるとともに、昇給間差額の改善を図ったが、この場合中位等級以下について特に配慮した。
- (2) 各俸給表の改定にあたっては、一般医師、研究室長、大学助手、技能・労務職員等について特段の考慮を払った。
なお、指定職俸給（乙）について体系の整備を図ることとした。
- (3) 初任給について次のように改善を計った。
 - ① 一般の事務技術系の職員の初任給については、民間の支給額との均衡および標準生計費の上昇を考慮して、高校卒については1,200円、大学卒、短大卒については1,600円の引上げを行なった。
 - ② 医師の初任給について格段の引上げを行なうとともに、博士課程修了の研究職員の初任給についても特別の考慮を加えることとしている。
 - ③ 電工、機械工等の一般技能職員の初任給の決め方についても、これを一部改善することとしている。
- (4) 俸給表全体の改善率は平均 6.0%となっている。

2. 諸手当の改善

- (1) 扶養手当について、民間におけるこの種手当

の支給額との均衡上、特に配偶者の手当額を現行支給額 600 円から 1,000 円に引き上げることとした。

- (2) 通勤手当について、交通機関を利用する場合、全額支給の限度額を現行の 1,100 円から 1,600 円に改め、1,600 円をこえる部分はその二分の 1 の額（800 円を限度とする。）を支給することに改めた。また、自転車等を利用する場合は 500 円（原動機付の場合は 580 円）を支給することに改めた。
- (3) 医療職俸給表(1)に属する医師については、初任給調整手当の支給限度額を倍額の 5,000 円とするとともに、支給条件の緩和を図ることとしている。

附記——現行の公務員の期末・勤勉手当の年間支給月分は、民間の特別給と均衡が保たれていることが明らかとなったので改定しないこととした。

- 3 以上の俸給、諸手当の改善をあわせれば、民間に見合う給与の改善が行なわれることとなる。勧告の基礎となっている官民較差が四月を基準としていることにより、その実施は 5 月 1 日から行なわれるべきものとする。

なお、この勧告実施に要する経費は、この勧告の対象となる一般職の国家公務員について、本年度において約 226 億円と見込まれる。

別記第一

行政職俸給表

イ 行政職俸給表（一）

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級	8 等級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	83,100	60,800	—	—	—	25,700	22,100	16,600
2	87,300	64,000	52,800	43,100	33,600	27,400	23,300	17,300
3	91,500	67,200	55,300	45,400	35,800	29,100	24,500	18,000
4	95,700	70,400	57,800	47,700	38,000	31,000	25,700	18,700
5	99,900	73,600	60,300	50,000	40,200	32,900	27,200	19,500
6	104,100	76,800	62,800	52,300	42,400	34,900	28,700	20,300
7	108,300	80,000	65,300	54,600	44,600	36,900	30,400	21,200
8	112,500	83,200	67,800	56,900	46,800	38,900	32,100	22,100
9	116,700	86,400	70,300	59,200	49,000	40,900	33,800	23,100
10	120,700	89,400	72,800	61,500	51,200	42,800	35,500	24,100
11	124,100	91,900	75,200	63,700	53,100	44,700	37,000	25,100
12	126,500	94,400	77,600	65,900	55,000	46,600	38,500	26,100
13	128,900	96,300	80,000	68,100	56,900	48,500	40,000	27,200
14	131,000	98,200	82,400	70,300	58,200	49,800	40,900	28,300
15	133,100	100,100	84,200	72,300	59,500	51,100	41,800	29,100
16			86,000	74,300	60,500	52,100		29,800
17				76,000	61,500	53,100		30,500
18				77,700	62,500	54,100		
19					63,500	55,100		

□ 行政職俸給表 (二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円 33,200	円 25,600	円 22,300	円 16,800	円 14,300
2	34,900	27,000	23,400	17,600	14,900
3	36,600	28,400	24,500	18,400	15,500
4	38,300	30,000	25,600	19,200	16,100
5	40,100	31,600	26,800	20,100	16,800
6	41,900	33,200	28,000	21,200	17,500
7	43,700	34,700	29,300	22,300	18,200
8	45,300	36,200	30,600	23,400	19,000
9	46,900	37,600	31,900	24,500	19,900
10	48,500	39,000	33,200	25,500	20,800
11	49,900	40,400	34,500	26,500	21,700
12	51,200	41,800	35,700	27,500	22,600
13	52,500	43,100	36,900	28,500	23,500
14	53,800	44,300	38,100	29,300	24,400
15	55,100	45,500	39,300	30,100	25,200
16	56,100	46,500	40,300	30,900	25,900
17	57,100	47,500	41,300	31,700	26,600
18	58,100	48,500	42,300	32,500	27,300
19	59,100	49,500	43,000	33,300	27,900
20	60,100	50,300	43,700	34,000	28,500
21	61,100	51,100	44,400	34,700	29,100
22	62,000	51,900	45,100	35,400	29,800
23	62,900	52,600	45,700	36,100	30,500
24	63,800	53,300	46,300	36,700	31,200
25	64,700	54,000	46,900	37,300	31,900
26	65,600			37,900	32,500
27					33,100
28					33,700
29					34,300
30					34,900

数 育 職 俸 給 表

イ 教育職俸給表 (一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円 —	円 —	円 36,000	円 24,800	円 19,500
2	60,900	45,700	38,600	26,300	20,600
3	64,200	48,600	41,200	27,800	21,700
4	67,500	51,500	43,800	29,700	22,800
5	70,900	54,400	46,400	31,600	24,000
6	74,300	57,100	49,000	33,500	25,200
7	77,700	59,800	51,600	35,600	26,700
8	81,100	62,500	53,800	37,700	28,300
9	84,500	65,200	56,000	39,800	30,200
10	87,900	67,900	58,200	41,900	32,100
11	91,200	70,400	60,400	44,000	34,100
12	94,500	72,900	62,500	46,100	36,100
13	97,800	75,200	64,600	48,200	38,100
14	101,100	77,500	66,400	50,100	40,100
15	104,400	79,800	68,200	52,000	42,100
16	107,700	81,900	70,000	53,900	44,100
17	110,900	84,000	71,800	55,800	46,000
18	113,900	86,100	73,600	57,000	47,900
19	116,900	88,000	75,400	58,200	49,400
20	119,900	89,900	77,200	59,400	50,900
21	122,900	91,600	78,900	60,600	52,200
22	125,900	93,300	80,600	61,800	53,500
23	128,900	95,000	82,200	63,000	54,500
24	131,000	96,400	83,800	64,200	55,500
25	133,100	97,800	85,000	65,300	56,500
26			86,200	66,400	57,500
27			87,400	67,500	58,500

□ 教育職俸給表 (二)

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円
1	—	23,300	17,900
2	51,100	24,800	18,700
3	53,400	26,100	19,500
4	55,700	27,400	20,300
5	58,000	28,900	21,400
6	60,500	30,600	22,600
7	63,000	32,300	23,800
8	65,500	34,200	25,000
9	68,000	36,200	26,300
10	70,500	38,200	27,600
11	73,000	40,300	29,200
12	75,500	42,400	30,900
13	78,000	44,500	32,800
14	80,500	46,600	34,700
15	83,000	48,700	36,600
16	85,500	50,800	38,500
17	88,000	52,900	40,400
18	90,100	55,000	42,300
19	92,200	57,100	44,200
20	94,300	59,200	45,700
21	96,400	61,300	47,200
22	98,200	63,400	48,700
23	100,000	65,500	50,200
24	101,800	67,600	51,200
25	103,600	69,700	52,200
26		71,800	53,200
27		73,900	54,200
28		75,800	55,200
29		77,700	56,200
30		79,300	57,100
31		80,900	58,000
32		82,500	58,900
33		84,000	59,800
34		85,500	60,700
35		86,700	
36		87,900	
37		89,100	

ハ 教育職俸給表 (三)

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円
1	—	20,300	17,900
2	41,700	21,800	18,700
3	43,800	23,300	19,500
4	45,900	24,800	20,300
5	48,000	26,000	21,400
6	50,100	27,200	22,600
7	52,200	28,600	23,800
8	54,300	30,200	25,000
9	56,400	31,800	26,200
10	58,500	33,600	27,400
11	60,600	35,500	28,800
12	62,700	37,500	30,200
13	64,800	39,500	31,800
14	66,900	41,500	33,400
15	69,000	43,500	34,900
16	71,100	45,500	36,400
17	73,200	47,500	37,900
18	75,100	49,500	39,400
19	77,000	51,400	40,600
20	78,700	53,300	41,800
21	80,400	55,100	42,700
22	82,000	56,900	43,600
23	83,500	58,400	44,500
24	85,000	59,900	45,400
25	86,200	61,400	
26	87,400	62,900	
27	88,600	64,200	
28	89,800	65,500	
29		66,800	
30		68,100	
31		69,400	
32		70,600	
33		71,800	
34		73,000	
35		74,200	
36		75,400	
37		76,500	
38		77,600	

医療職俸給表 (二)

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	63,000	45,100	29,600	22,100	19,500	17,300
2	66,300	47,600	31,700	23,300	20,300	18,000
3	69,600	50,100	33,800	24,500	21,200	18,700
4	72,900	52,600	35,900	25,700	22,100	19,500
5	76,200	55,100	38,100	27,400	23,200	20,300
6	79,500	57,600	40,300	29,100	24,400	21,200
7	82,800	60,100	42,500	31,000	25,600	22,100
8	85,600	62,400	44,700	32,900	27,000	23,100
9	88,400	64,700	46,900	34,900	28,500	24,000
10	91,100	66,900	49,100	36,900	30,200	24,700
11	93,800	69,100	51,300	38,900	31,900	25,400
12	95,700	71,100	53,200	40,900	33,600	26,100
13	97,600	73,100	55,100	42,800	35,300	26,800
14	99,300	75,100	57,000	44,700	37,000	
15	101,000	76,600	58,500	46,500	38,500	
16	102,700	78,100	60,000	48,300	40,000	
17		79,600	61,100	49,600	40,900	
18		81,100	62,200	50,900	41,800	
19				51,900	42,600	
20				52,900	43,400	
21				53,800		
22				54,700		

医療職俸給表 (三)

職務の 等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円 37,700	円 29,000	円 21,500	円 17,800
2	39,800	30,900	22,500	18,700
3	41,900	33,000	23,600	19,600
4	44,000	35,100	24,700	20,500
5	46,100	37,200	25,800	21,500
6	48,200	39,200	27,200	22,500
7	50,300	41,200	28,700	23,500
8	52,300	43,200	30,300	24,600
9	54,300	45,200	31,900	25,700
10	56,300	47,000	33,500	27,000
11	58,300	48,800	35,100	28,400
12	60,300	50,600	36,700	29,800
13	61,800	52,100	38,300	31,200
14	63,300	53,600	39,800	32,600
15	64,800	54,800	41,000	34,000
16	66,300	56,000	42,200	35,000
17	67,800	57,200	43,400	36,000
18	69,000	58,200	44,600	36,900
19	70,200	59,100	45,600	37,800
20	71,400	60,000	46,500	38,700
21	72,500	60,900	47,400	
22	73,600	61,800	48,300	
23	74,700	62,700		
24	75,700			
25	76,700			
26	77,700			